

九 運 人 事 第 423 号
令 和 5 年 3 月 9 日

関 係 各 位

九 州 運 輸 局 長
(公 印 省 略)

統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

今般、統一地方選挙を控え、国土交通事務次官より別紙のとおり通知がありましたので、貴職におかれましても、選挙当日勤務する全ての者の投票時間の確保にご配慮賜りますとともに、傘下各事業者等の方々に対しましても、同様の周知をいただきますようお願い申し上げます。

国官人第1860号
令和5年3月7日

内部部局の長 殿
施設等機関の長 殿
特別の機関の長 殿
地方支分部局の長 殿
外 局 の 長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について

標記について、総務大臣から別添のとおり要請があったので、その趣旨に則り措置するようお取り計らい願います。





総行管第128号
令和5年2月20日

国土交通大臣 殿

総務大臣

統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第6条第3項の規定により、選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならないとされているところです。

貴職におかれては、令和5年4月9日及び4月23日執行の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に当たり、下記のとおり、民間の会社、工場等を含め、選挙当日勤務する全ての者の投票時間の確保等について格段の配慮をお願いします。

記

- 1 選挙当日勤務する政府職員に対する投票の便宜供与等について
 - (1) 選挙権の行使に万全を期するため、選挙当日勤務する政府職員に対しては、公務に支障のない限り投票するための特別休暇、交代勤務等の便宜を与えること。
 - (2) 国会、裁判所及び政府関係機関並びに地方公共団体の職員についても、(1)に準じて措置するよう依頼すること。
 - (3) 民間の会社、工場等においても、(1)の趣旨に準じて選挙権行使のための便宜を図るとともに、遅刻、早退等による給与の差引き等を行わないよう関係各府省庁から協力を依頼すること。
- 2 選挙当日の各種行事、催物等の開催時刻の調整について
 - (1) 選挙当日、政府主催の各種行事、催物等を予定している場合は、開催期日の再検討又は開催時刻の調整を行い、投票の便宜を図るよう考慮すること。
 - (2) 地方公共団体が行う各種行事、催物等についても、(1)に準じて措置するよう依頼すること。

統一地方選挙の選挙当日に勤務する主な職員について

- ・ 自 衛 官
 - ・ 刑務所職員
 - ・ 出入国在留管理庁職員
 - ・ 税 関 職 員
 - ・ 海上保安庁、気象庁職員
 - ・ 国立公園職員
 - ・ 守 衛
- 等

(参考資料)

令和5年統一地方選挙の日程（令和4年12月1日現在）

選挙の種類	執行予定団体	告示日	選挙期日
都道府県知事選挙	北海道、神奈川県、福井県、 大阪府、奈良県、鳥取県、 島根県、徳島県、大分県 計9団体	3月23日（木）	4月9日（日）
都道府県議会議員 選挙	岩手県、宮城県、福島県、 茨城県、東京都、沖縄県を 除く41道府県	3月31日（金）	4月9日（日）
指定都市市長選挙	札幌市、相模原市、静岡市、 浜松市、大阪市、広島市 計6団体	3月26日（日）	4月9日（日）
指定都市議会議員 選挙	札幌市、さいたま市、千葉 市、横浜市、川崎市、相模 原市、新潟市、浜松市、名 古屋市、京都市、大阪市、 堺市、神戸市、岡山市、広 島市、福岡市、熊本市 計17団体	3月31日（金）	4月9日（日）
指定都市以外の 市・特別区の長及び 議会議員の選挙	総務省HP (https://www.soumu.go.jp/main_content/000854391.pdf)	4月16日（日）	4月23日（日）
町村の長及び議会 議員の選挙	よりご確認ください	4月18日（火）	4月23日（日）